

令和5年度 就学事務システム標準化検討会

令和5年度末改定の検討経緯

1. 地方自治体の基幹業務システムの統一・標準化について

1.1. これまでの経緯と今年度末改定の検討内容

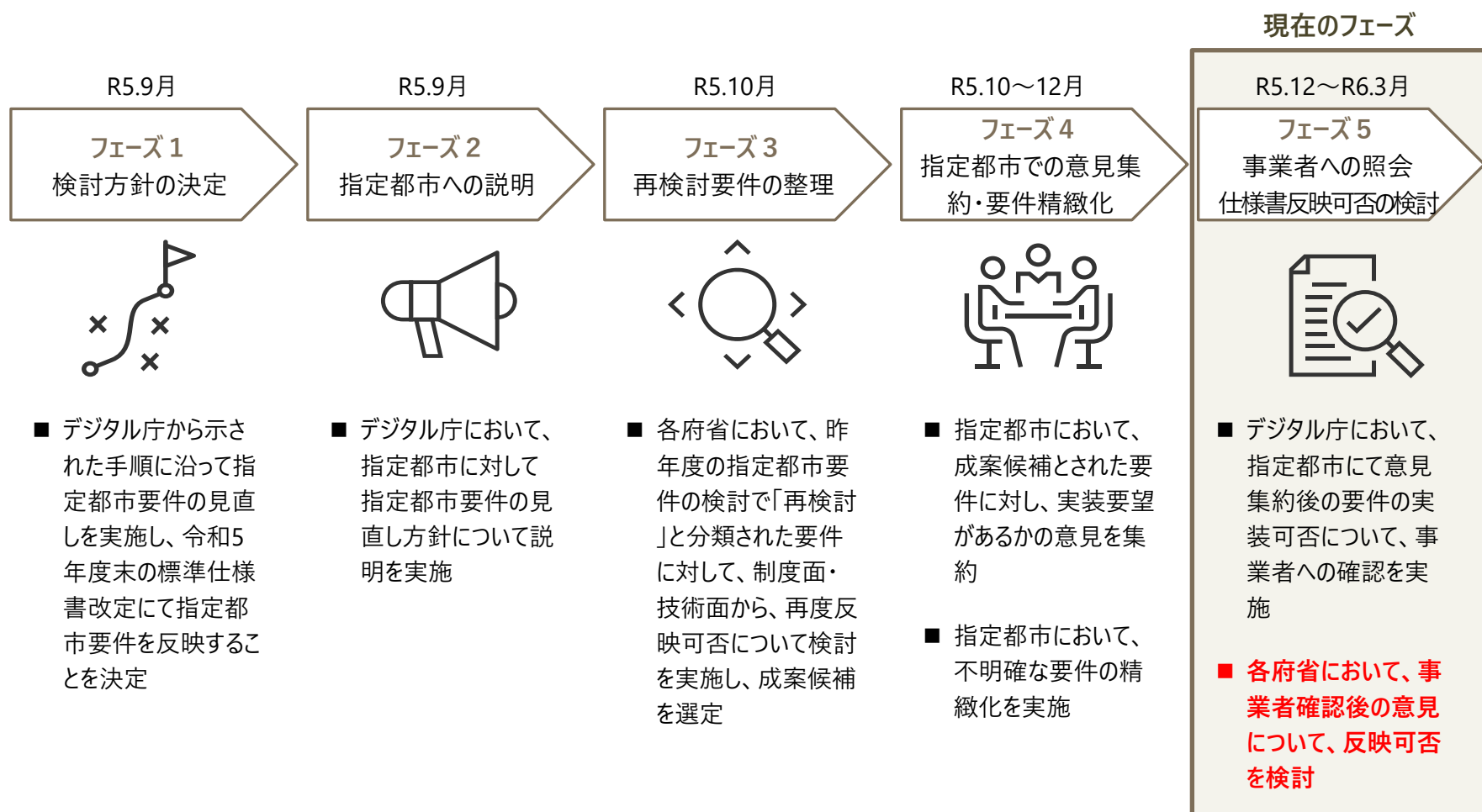
- 就学事務では、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」（令和三年法律第四十号）に基づき、地方公共団体の業務プロセスや情報システムの実態等について調査を行い、市区町村・事業者への意見照会、有識者による検討会及び自治体職員で構成されるワーキングチームを経て、令和5年3月に「就学事務システム（就学援助）標準仕様書【第2.1版】」を、令和5年8月に「就学事務システム（学齢簿編製等）標準仕様書【第2.2版】」を策定してきたところです。
- 標準仕様書の改定に当たっては、デジタル庁「標準仕様書の改定・運用に関する考え方」（令和5年6月16日）において、移行支援期間（2025年度まで）においては、統一・標準化の取組を優先するため、原則として見直しは行わないこととされていますが、第3回標準化関係省庁会議において令和5年度も指定都市要件の見直しを行うこととされました。これを踏まえ、今年度の見直しについては、デジタル庁から示された手順に沿って指定都市で要件の精緻化を行うなどした上で、要件として取り込むこととなりました。
- また、行政のデジタル化の推進に当たり、氏名の振り仮名を戸籍等の記載事項とするよう、令和5年6月に関連法案が改正されました（振り仮名法制化）。これらを踏まえ、デジタル庁から示された標準仕様書の要件見直し方針に則って対応を行います。
- これらの状況を踏まえ、以下の検討を行いましたので、有識者からなる検討会にてご意見をお伺いし、最終化を行います。
 - － 指定都市要件の追加
 - － 「振り仮名法制化」に伴う改定
 - － 誤記の修正等の必要最低限の訂正・仕様書の解釈の疑義に対する補記

2. 就学事務システム標準仕様書について

2.1. 改定のポイント① – 指定都市要件の追加

- 指定都市から要望のあった指定都市要件については、令和5年度末までに「成案」と「再検討」に整理を行い、「成案」に分類されて要件については、就学事務システム標準仕様書に反映してきたところです。
- 今年度、指定都市からデジタル庁に更なる見直しの要望があり、「再検討」と整理された要件についても、反映可否の検討を行うこととなりました。検討に当たり、デジタル庁提案手順に沿って、指定都市での意見集約・要件精緻化や事業者への実装可否の照会を行ってきました。

指定都市要件の精査フロー



2. 就学事務システム標準仕様書について

2.2. 改定のポイント② – 振り仮名法制化

- 氏名の振り仮名を戸籍等の記載事項とするよう関連法案が改正されたことに伴い、デジタル庁の方針に従って、機能要件・帳票要件等で「振り仮名（フリガナ）」等の表記変更が必要な部分について、修正を行います。

【修正内容】

- ✓ 氏名におけるフリガナ（カナ氏名）の要件がある場合、「フリガナ」「カナ氏名」→「振り仮名（フリガナ）」へ記載変更する。
- ✓ 要件上、国籍の区別があるものについては以下のとおり記載変更する。
 - －日本人氏名→「**振り仮名**」
 - －旧氏並びに外国人氏名及び通称名→「**フリガナ**」

【修正対象】

< 学齢簿 >

- ✓ 機能要件：8件
- ✓ 帳票要件：8件
- ✓ 諸元表：40件

< 就学援助 >

- ✓ 機能要件：2件
- ✓ 帳票印字項目：6件
- ✓ 諸元表：14件

（その他、機能要件内に“医療機関・金融機関の名称における「フリガナ」”は2件あったものの、修正対象外と認識）

※振り仮名法制化の詳細については、以下の法務省ホームページをご参照願います。

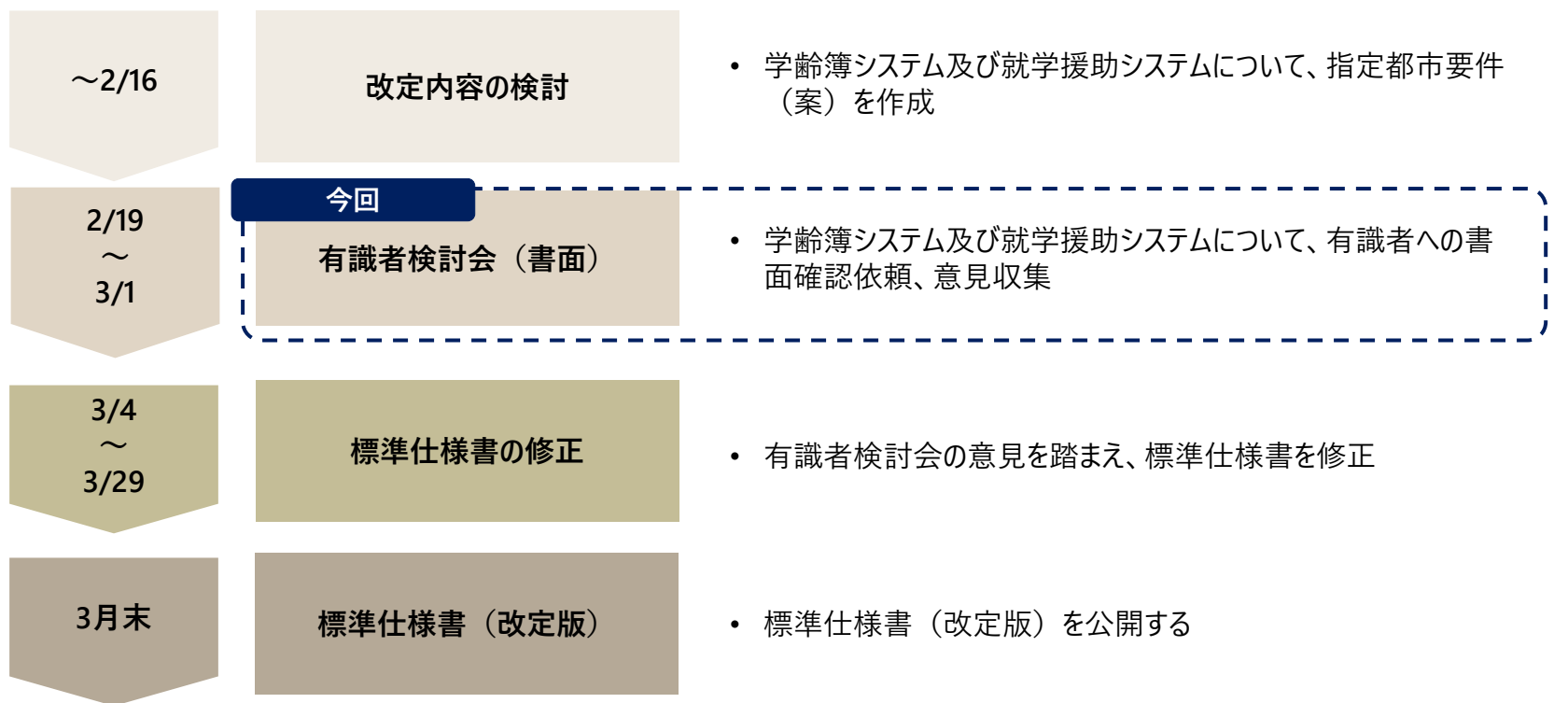
https://www.moj.go.jp/MINJI/minji04_00057.html

2. 就学事務システム標準仕様書について

2.3.改定のプロセス

- 検討会にて収集した意見を踏まえて標準仕様書を修正し、今年度末に標準仕様書の改定版を公開する予定です。

改定及び正誤表作成のスケジュール



3. 就学事務システム（就学援助）標準仕様書【第2.1版】からの主な修正点

- 標準仕様書【2.1版】からの主な修正点は別添資料のとおりです。